

移動等円滑化基準適用除外車両の申請

1. 概要

路線バスの運行車両を新たに導入する際は、低床であることや、車いすでの乗車が可能であるなどの移動等円滑化基準（以下「基準」）の適合が義務付けられていますが、支線バスで導入予定の車両「ポンチョ（日野自動車）」「キャラバン（日産自動車）」のうち、「キャラバン」については、乗用車としての使用を基本としているため、一部の基準を満たしておりません。

基準を満たさない場合であっても、一定の条件を満たし、国が認定することで導入が可能となるため、基準の適用除外について、運行事業者が国に申請します。

2. 対象路線

庭瀬循環線

3. 申請者

両備ホールディングス(株)

4. 適用除外認定を受ける車両の概要

No.	車名	型式	乗車定員	車両寸法(mm)	車両総重量
1	日産キャラバン (通常仕様)	3BF-DS4E26	10人	5230×1880×2285	2970kg
2	日産キャラバン (車いす仕様)	3BF-CS4E26改	10人	5080×1695×2285	2850kg

【日産キャラバン（通常仕様）】



【日産キャラバン（車いす仕様）】



5. 適用除外とする基準の条項及び内容

赤字：適合しない基準

No.	条項	内容	基準値	日産キャラバン (通常仕様)	日産キャラバン (車いす仕様)
1	第37条第2項第1号	乗降口の幅	80cm以上	60cm	60cm
2	第37条第2項第2号	乗降口のスロープ	有	無	無
3	第39条	車いすスペース	有	無	有
4	第40条第1項	乗降口と車いすスペースとの間の通路幅	80cm以上	無	70cm
5	第40条第2項	通路の手すり	3列に1以上	無※1	無※2

※1 通路以外には手すりの設置予定有（乗降口の横に1か所、左右窓上ルーフサイドに8か所）

※2 通路以外には手すりの設置予定有（乗降口の横に1か所、左右窓上ルーフサイドに6か所）

6. 基準を満たさない車両を使用する理由

(1) 支線バスは需要に応じて車両サイズを設定

バス路線再編により導入する支線バスについては、運行経費の抑制や運転手不足にも対応できるよう、需要に応じて車両を小型化することとしており、具体的な車種として、小型バスタイプの「ポンチョ（日野自動車）」と、乗用車タイプの「キャラバン（日産自動車）」の使用を想定している。

今回の対象路線では、「キャラバン」を使用する。

(2) 狹隘な道路を運行ルートとして設定

今回の対象路線では、一部に狭隘箇所があり、歩行者や他者との安全を考慮すると、小型の車両での運行が必要となる。

<ハローズ庭瀬店付近>



<陵南認定こども園付近>

